

一般国道 173 号改築工事山下工区（兵庫県川西市東畦野 2 丁目地内から同市見野 3 丁目地内まで）に係る事業認定理由

平成 17 年 12 月 13 日付けに兵庫県から申請のあった一般国道 173 号改築工事山下工区（兵庫県川西市東畦野 2 丁目地内から同市見野 3 丁目地内まで）について、事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県川西市東畦野 2 丁目地内から同市山下町地内までの延長 1,424m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道 173 号改築工事山下工区」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号の一般国道に関する工事であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

一般国道 173 号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は、改正法附則第 3 項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和 33 年政令第 164 号）による指定を受けていないこと及び本件区間は兵庫県内に存することから、兵庫県が道路法第 13 条第 1 項の規定により管理を行うこととなり、兵庫県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、大阪府池田市西本町地内の一般国道 176 号との接続部を起点とし、兵庫県川西市、大阪府豊能郡能勢町、兵庫県篠山市、京都府船井郡京丹波町を經由して京都府綾部市味方町地内の一般国道 27 号との接続部に至る延長 72.7km の幹線道路であり、兵庫県内における本路線は、北摂・丹波地域と阪神地域を連絡する社会的、経済的に重要な幹線道路でもある。

また、本路線のうち、川西市北部の市街地を通る区間は、病院、学校等の公共施設をはじめ、商業施設、住居等が連たんしているため、自動車交通量が非常に多い道路である。

しかしながら、本件区間の現道は車道幅員が 5.5m の狭小な 2 車線道路であるため、慢性的な交通渋滞が発生しており、幹線道路としての機能を十分に発揮し得ない状況であるばかりか、歩道も片側区間しか整備されていない

ことから、歩行者等の安全な通行が著しく阻害されている。このような状況の中、本件区間における交通事故の発生件数は増加傾向となっている。

平成 11 年度道路交通センサスによると、本件区間に係る交通量は 20,745 台/日、混雑度は 1.51 となっている。

また、平成 15 年 3 月に兵庫県が策定した「渋滞交差点解消プログラム」において、見野池の下交差点が主要渋滞ポイントに指定されており、平成 17 年 9 月に起業者の行った調査によると、見野大久保交差点を起点として一庫トンネルまで約 1,000m の渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）で規定する車道幅員及び自転車歩行者道が整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行が確保されるものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意に検討を行ったところ、大気質、騒音及び振動について、いずれも環境基準等を満たすと予測している。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者の文献調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行の確保を目的として、道路構造令第 4 種第 1 級の規格に基づく 4 車線道路を現道拡幅方式で建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和 32 年 12 月 23 日都市計画決定、平成 13 年 10 月 23 日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、変更後の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、慢性的な交通渋滞が発生し、交通事故が増加傾向にあることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行の確保を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 項の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第 20 条の規定に基づき事業の認定をするものである。